

# 公立大学法人福島県立医科大学産学官連携ポリシー

平成 24 年 2 月 29 日役員会承認

## 1 基本理念（目的）

公立大学法人福島県立医科大学（以下「法人」という。）は、医療人の教育及び育成、そして研究成果を広く世界に問いかけるという使命を担っている。

本学においては、これまでも産学官連携の取組みを行ってきたが、平成 23 年 7 月に開所した地域産学官連携の中核拠点である「ふくしま医療一産業リエゾン支援拠点」を活用し、一体となって産学官連携に取り組んでいく必要がある。

そのため、法人は教育と研究という基本使命に加え、研究と教育の成果を広く社会に還元し、貢献することを重要な使命と位置づけ、この目的を実現するにあたり基本的な考え方である産学官連携ポリシーを次のとおり定める。

## 2 基本的な考え方

- (1) 学内連携、地域連携等これまで培った連携力を活かし、積極的に産業界との連携を図ることで教育と研究の成果を広く社会に還元し、貢献する。
- (2) 創薬や医療機器等の研究開発を通じて医産連携を推進し、東日本大震災からの復興に貢献するとともに、地域をはじめとした産業・経済の振興に貢献する。
- (3) 透明性の高い産学官連携活動を行い、説明責任を果たすとともに、利益相反ポリシーを遵守する。

## 3 具体的な取組み

### (1) 共同研究等の促進

医療機関と産業界の連結を促進・支援するための産学官連携の中核拠点である「ふくしま医療一産業リエゾン支援拠点」を活用し、県内を中心とした企業や自治体等のニーズに基づいた共同研究等に積極的に取り組む。

### (2) ニーズの把握

県と連携し企業等のニーズ情報について共有化を図るとともに、コーディネータを活用し、より一層のニーズの把握に努める。

### (3) 人材育成

産学官連携活動による研究員の交流、新たに設置される大学院修士課程（システム医工学コース）及び医工連携人材育成プログラム（仮称）を通じて、地域産業の発展に寄与する人材を育成する。

### (4) 情報の発信

研究情報を産学官連携セミナー、ホームページ、情報誌の発行等を通じて、学内外に向けて分かりやすく発信し、研究成果の普及・活用を推進する。

(5) 他機関との連携

企業や自治体をはじめとした他大学や他の研究機関等多様な連携を図る。

(6) 産学官連携推進体制の充実

産学官連携の推進については産学官連携推進本部（仮称）を設置し、体制を一元化するとともに、ふくしま医療一産業リエゾン支援拠点の相談窓口やコーディネータの活用を図るなど産学官連携体制の充実に努める。

**4 成果の取り扱い**

教育・研究の成果、特に共同研究等により得られた成果（特許等）については、知的財産取扱規程に従うこととし、詳しくは知的財産ポリシーで別途定める。